

中学校の通学区域の変更について

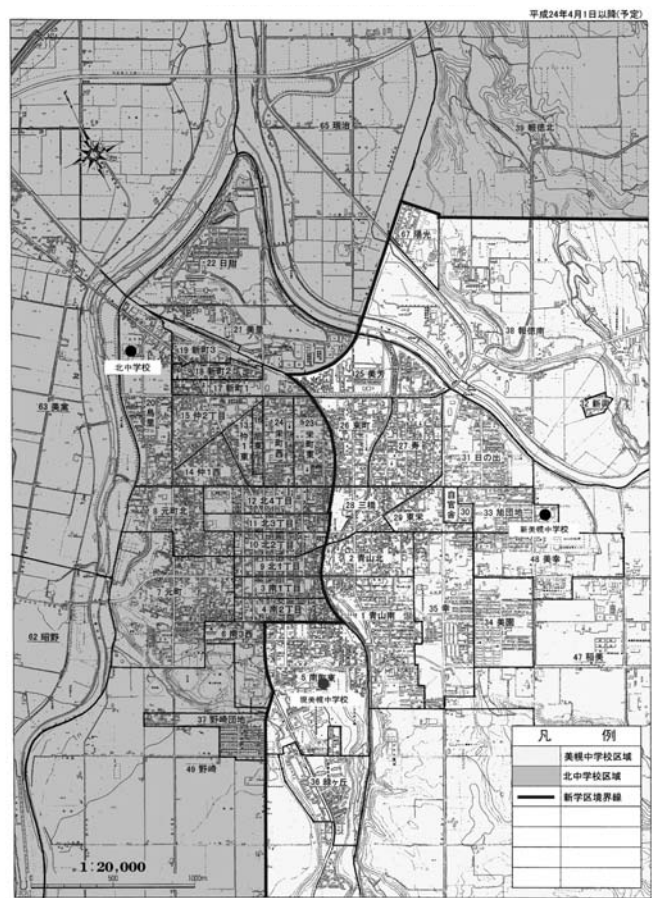
教育委員会では、美幌中学校を旧美幌高校の校舎及び敷地へ移転するため、現在、手続きを進めています。校舎移転に伴い中学校の通学区域の変更が必要となります。

通学区域の変更にあたっては、生徒の通学距離を優先し、平成22年1月に基本的な考え方を作成のうえ、各小中学校の保護者の皆様にお示しするとともに、校舎移転の影響を受ける保護者の皆様に説明会を開催してきました。

また、地域自治会に説明する機会を設ける一方で、地元新聞を通じて町民の皆様にも周知するなど、広くご意見をお聴きして参りましたが、平成24年4月1日に美幌中学校を移転できる見通しとなりましたので、改めて、中学校の通学区域の変更についてお知らせいたします。

なお、本年12月には、新たな通学区域を決定する予定でありますので、ご意見がございましたら教育委員会までご連絡ください。

美幌町立中学校通学区域図（変更案）



■通学区域の変更の基本的な考え方

- ① 中学校は当面二校体制を維持し、両校の生徒数が概ね均等になるようにします。
- ② 美幌中学校と北中学校の中間点は約1400mなので、旧国鉄相生線跡地を境におおよそ東西に区分します。
- ③ おおむね通学距離が同じ場合、自治会ごとに通学区域を定めます。
- ④ 郊外の地域については、現行の通学区域を基本に案を示しましたが、地域のご意見を踏まえ、昭野、美和北、美和南、栄森は北中学校区域とします。

■問合せ先

学校教育グループ学校教育担当
(内線305・庁舎2階)

『青少年健全育成強調月間』の取り組み

○『第9回「明るい家庭づくり」絵画コンクール』

表彰式(主催:美幌町青少年育成協議会)

- ・日時:10月30日(日)10:00~10:40
- ・場所:しゃきっとプラザ1階集団健診ホール
入賞作品については、公共施設等への展示を予定しています。

○街頭啓発

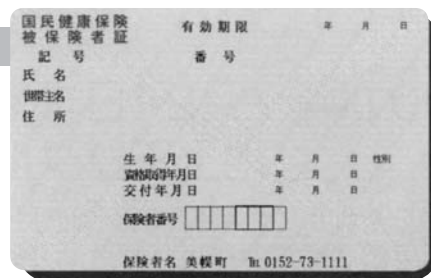
- ・日時:10月30日(日)10:50~11:30
「絵画コンクール」表彰式終了後、町内大型店前を中心に「地域の子どもは地域で育てる」「地域のおじさん、おばさん運動」等を推進する街頭啓発を実施します

みんなの国保

新しい国民健康保険証は郵便でお届けします。

国民健康保険被保険者証（保険証）の更新は、加入している被保険者の資格について再確認を行い、適正な保険給付が行えるように実施しているものです。現在ご使用の保険証の有効期限は10月31日です。11月1日からの医療機関等での受診には、新しい保険証（カード型）が必要になりますので、10月中旬に郵送される保険証をご使用ください。

新しい保険証が郵送されましたら、古い保険証は速やかに処分してください。



保険証はカード型1人に1枚で便利です。小さい保険証ですので、紛失にご注意ください。

◆窓口にお越しいただく方

窓口にて更新手続きをしていただくお方には、別に通知いたしますので通知書をお読みになり、旧保険証をご持参のうえ、指定される期間内に更新にお越しください。

◆窓口で受け取りを希望される方は

郵送ではなく直接役場窓口での保険証の受け取りを希望される方は、10月11日(火)までに医療給付担当にお申し出ください。郵送手続き後はお取り扱い出来ませんので、ご了承ください。

◆保険証が届かない場合は

10月下旬を過ぎても保険証または更新のご案内が届かない場合は、不在等のために役場に返送されていることも考えられますので、ご面倒でも医療給付担当までご連絡願います。

◆ $\text{\textcircled{学}}$ 等の更新

学生等の特例制度を利用される方の更新手続きには、在学または在園証明書が必要です。

該当する世帯には、事前に文書を送付しておりますので、在学証明書、在園証明書等を提出してください。提出があり、その証明書等に不備がなければ、後日ご家族の保険証と一緒に郵送します。

◆ $\text{\textcircled{学}}$ の交付を受けている方で修学等を終えたとき

学校を卒業または中途退学したり、就職のため他の保険に加入している場合は、国保の資格がなくなっています。卒業証明書等の写し、現在加入している保険証や加入証明書等を持参して、資格喪失の手続きを早急をお願いします。 $\text{\textcircled{学}}$ を終了された方で転出先の市町村で国保に加入する場合は、 $\text{\textcircled{学}}$ が終了したことを証明する書類が必要ですので、お申し出ください。

こんなときは国保の手続きが必要です。

◆職場の健康保険をやめて、任意継続や他の健康保険（扶養等）にすぐ加入しない場合、国民健康保険に加入する手続きが必要となります。

『健康だし、病院に行く予定がないから国民健康保険に入らなくてもいい』、『入院の予定もないし、外来でかかったときだけ10割払えば、保険税を納めるより安いから国民健康保険に入らない』

そんなふうに考えてはいませんか？ これは間違いです。

必ずいずれかの保険に加入しなければならないので（生活保護受給者は除く）、他の保険に加入されていない場合は、国民健康保険に加入する手続きが必要となります。加入の手続きが遅れてしまうと、加入資格が発生した時点（届出日ではありません）までさかのぼって保険税を納めなければならないので、何ヶ月も放置してしまうと一気に保険税の請求がされることとなります。また、その間は保険証がないため、医療費は全額自己負担となります。

◆国民健康保険に加入していて、他の職場の健康保険（扶養等）に加入したときには、自動的に国民健康保険が切れると思いませんか？ これも間違いです。

国民健康保険は他の健康保険に加入された場合には、脱退する手続きが必要となります。遅れてしまうと保険税が二重にかかってしまいます。

国民健康保険へ加入したり、脱退するときは、14日以内に役場1番窓口で手続きをしてください。

国民健康保険の一部負担金免除

◆災害や失業などの特別な理由で生活が一時的に苦しくなり、医療費の支払いが困難となった方に対し、病院窓口での自己負担額を免除または支払の猶予が出来る場合がありますのでご相談ください。

お問い合わせ先

役場環境生活グループ

医療給付担当 3番窓口

☎73-1111（内線281.282.291）